

とよなかブランド推進ネットワーク会議運営要綱

(名称)

第1条 本会は、とよなかブランド推進ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、魅力づくりに係る市、民間団体等の情報共有と、事業連携を促進・強化し、本市のブランド戦略の推進に資することを目的とする。

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的に賛同する市内の団体、個人及び市の関係部局のうち、豊中市都市活力部魅力文化創造課長が指名し依頼した者により構成する。

(座長)

第4条 ネットワーク会議に座長を置き、当該会議の招集及び進行を行う。

2 座長は、豊中市都市活力部魅力文化創造課長をもって充てる。

(情報交換等)

第5条 ネットワーク会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる情報交換及び意見交換等を行う。

(1) ブランド戦略推進につながる取組み及び情報発信に関すること。

(2) その他第2条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は、豊中市都市活力部魅力文化創造課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、豊中市都市活力部魅力文化創造課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。